

静岡市世界遺産三保松原保全活用条例

静岡市は、美しい霊峰富士の絶景を随所で眺めることができるまちです。とりわけ、三保松原は、万葉の昔から白砂青松と富士山の眺望のすばらしさで全国に知られています。松原、^{さし}砂嘴、かなたにそびえる富士山が織りなす三保松原の景観は、他に類例を見ない極めて日本的な原風景として、時を超えて数多くの人に愛されてきました。

三保松原は、古来数多くの和歌等に詠まれ、また、絵画に描かれてきました。殊に羽衣の松は、天女が舞い降りて羽衣を掛けた松として伝承され、著名な謡曲である羽衣にうたわれています。

そのような美しい景観や文化的価値から、大正11年3月には名勝に指定され、また、平成25年6月には世界文化遺産富士山—信仰の対象と芸術の源泉の構成資産としてユネスコの世界遺産に登録されました。

私たちは、三保松原を愛し、また、人類の掛け替えのない遺産として保存し、その美しい景観を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

しかし、近年、三保松原では、松くい虫による被害等により、多くの松が伐採を余儀なくされる等、その存続が脅かされる状況にあります。

私たちは、このような状況に適切に対処し、三保松原を人類共通の遺産として保全し、その価値を損なうことなく適切に活用していかなければなりません。

ここに、私たちは、すばらしい三保松原を永久に世界の人々に愛される場所として将来に伝えていくことを誓い、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、世界文化遺産富士山—信仰の対象と芸術の源泉の構成資産である三保松原の景観、自然環境及び文化的環境の保全及び活用に関し必要な事項を定め、三保松原を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「三保松原」とは、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条第2項の世界遺産一覧表に文化遺産として記載された富士山—信仰の対象と芸術の源泉の構成資産である三保松原の区域及びその緩衝地帯をいう。

2 この条例において「名勝指定地域」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により名勝三保松原として指定された区域をいう。

(市民の責務)

第3条 市民は、三保松原の文化的及び歴史的価値について理解を深め、その保全及び魅力の

発信を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 市民は、松くい虫等の防除、海岸保全工事その他の松原（名勝指定地域内における三保松原の本質的価値を構成する松の集団をいう。以下同じ。）及び砂嘴^{さしづ}の保全のため講じられる施策に協力するものとする。

（来訪者の責務）

- 第4条 三保松原を訪れる者は、市が実施する海岸の保全、松の保護等の施策に協力するとともに、ごみを持ち帰る、松原における余暇活動で火気を使用しない等、三保松原の環境の保全に努めるものとする。

（市の責務）

- 第5条 市は、三保松原の景観、自然環境及び文化的環境が保全されるよう適切な措置を講じるとともに、三保松原を市の重要な資源として活用し、その魅力を世界に発信するものとする。

- 2 市は、三保松原を保全し、及び活用するため、国、静岡県、他の地方公共団体その他関係機関と密接に連携し、これらが講じる施策と適切な調整を図るものとする。

- 3 市は、世界文化遺産富士山一信仰の対象と芸術の源泉の本質的価値が保たれるよう、その構成資産が所在する他の地方公共団体との連携を図るものとする。

（保全活用計画及び管理基本計画）

- 第6条 市は、三保松原の保全及び活用を総合的かつ計画的に推進するための計画として、世界遺産三保松原保全活用計画（以下「保全活用計画」という。）を策定するものとする。

- 2 保全活用計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）松原の保全に関する事項
- （2）三保松原の砂嘴^{さしづ}の保全に関する事項
- （3）三保松原の風致景観の保全に関する事項
- （4）世界遺産としてふさわしい三保松原の環境整備に関する事項
- （5）三保松原に関する魅力の発信に関する事項
- （6）前各号に掲げるもののほか、三保松原の保全及び活用に関する必要な事項

- 3 市は、保全活用計画に基づき松原の管理に関する基本的事項を定めた松原管理基本計画（以下「管理基本計画」という。）を策定し、これを実施するものとする。

- 4 市は、保全活用計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映させるため、必要な措置を講じるものとする。

（法令の活用等）

第7条 市は、三保松原の保全及び活用のため、文化財保護法、静岡市景観条例（平成20年静岡市条例第18号）、静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）その他三保松原の保全又は活用に関連する法令を有効に活用するよう努めるものとする。

2 市は、市民及び来訪者に対し、前項の法令の内容を十分周知するよう努めるものとする。

（松原の保全に関する措置）

第8条 市は、松原の保全のため、管理基本計画に基づき、落葉した松葉の除去、除伐、間伐、松くい虫等の防除その他松原の保全のため必要な対策を講じなければならない。

2 市長は、管理基本計画を実施する上で必要があると認めるときは、あらかじめ土地の所有者又は管理者の同意を得て、その命じた者又は委任した者に名勝指定地域内の土地に立ち入り、松原の管理の状況を検査させることができる。

3 前項の規定による立ち入りのための手続その他必要な事項は、市長が別に定める。

4 市長は、松原の保全のために必要があると認めるときは、名勝指定地域内の土地の所有者又は管理者に対し、松原の保全に関し必要な措置を取ることを勧告することができる。

5 名勝指定地域内の土地の所有者及び管理者は、第2項の規定による立ち入り検査及び前項の規定による勧告に協力するよう努めるものとする。

（世界遺産三保松原巡視員）

第9条 市長は、三保松原の保全状況を的確に把握するため、世界遺産三保松原巡視員（以下「巡視員」という。）を置くものとする。

2 巡視員は、定期的に、及び市長からの依頼を受けて三保松原を巡視するものとし、その結果、三保松原の保全が損なわれ、又はそのおそれがあると認めるときは、速やかに市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告を受け、三保松原の保全上必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、巡視員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年2月23日から施行する。